

2023年8月23日

エコマーク商品類型 No.123 「建築用製品(内装工事関係用資材)Version2.18」 分類 C-2 「畳」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

本商品類型では、建築用製品の対象製品の分類および品質に関する基準として、日本産業規格で定められる基準を引用し、基準項目を設定している。今般、参照している日本産業規格のうち、JIS A5914:2018「建材畳床」が、JIS A5914:2023「断熱建材畳床」に改正されたため、部分改定を行う。

2. 改定箇所

以下のとおり、品目を変更する。(追加：下線部、削除：見え消し)

2. 適用範囲

- 稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床 JIS A 5901
- 畳 JIS A 5902
- 断熱建材畳床 JIS A 5914
- およびこれらに相当する畳

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、稲わら、再・未利用木材、廃植物繊維および再生プラスチック材料の合計質量が、製品質量全体の80%以上であること。ただし、(中略)
畳床が、JIS A 5914「4.種類」に規定する畳床K形および畳床N形に相当するポリスチレンフォーム板を主な材料として構成するものは、ポリスチレンフォーム板に占める再生プラスチック材料の配合率(質量割合)を50%以上とすることでもよい。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (12) 稲わら畳床は、品質および形状・寸法などについて、JIS A 5901に適合していること。
畳の品質は、JIS A 5902に適合していること。
断熱建材畳床は、寸法・性能などについて、JIS A 5914に適合していること。
JIS表示のない場合には、全日本畳事業協同組合に加盟し、かつ、証紙が貼られること。

3. 改定日：2023年9月1日

以上